

消費者庁表示対策課 パブリックコメント担当 御中

「家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程の一部を改正する
消費者庁告示案に対する意見」

平成27年2月18日

[氏名]	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 三村 光代 (最高顧問)
[住所]	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館2F
[電話番号]	
[職業]	
[電子メールアドレス]	
<p>私三村は1985年くらいから主婦連の元会長・故吉岡初子さんとこの問題にかかわってきました。ここにきて「JIS L 0217」と「ISO 3758」との整合性問題が解決したことは夢のような思いでございます。</p> <p>「JIS L 0001」が制定されてから想像を絶する速さで家庭用品品質表示法 繊維製品品質表示規定の改定に持ち込めたことも消費者としては感謝に堪えません。</p> <p>この「JIS L 0217」と新しい「JIS L 0001」は一般消費者には全く違ったものであって読みきることはできないのではないかと案じています。</p> <p>①洗濯機マークがなくなり、全てが桶マークになったこと ②桶マークの下につく横棒マークは1本と2本がありますが、日本人がいろいろなことで接して来た経験から図ると、1本より2本の方が重いという意識が強いのです。 ③漂白剤のマークもしっかり勉強して認識しないと塩素系漂白剤の事故は起こりかねません。 ④干し方については、濡れ干しという言葉は一般用語としても使う言葉ですが、洗濯という行動では「濡れ」とは絞っていないものとなります。例えばアクリル繊維のセーターなどは濡れ吊り干しにすると伸びてしまう可能性があります。</p> <p>まだ一般消費者の立場でいえばまだまだ不安・不明なことがあります、あとは消費者をどのように教育していくのかに係ると思います。</p> <p>まずは学校での教育（小、中、高）並びに大学の家政学部、繊維学部の学生）、そのための現役の教員の教育。幼稚園・保育園、老人ホーム等で働く人々。等々。新しい絵表示の周知役のできる人々の教育も急がれます。</p> <p>これまでの絵表示でも一般の人々に完全周知するには10年以上かかったのですが、今回の改定内容はそれでは済まされないと思います。改正法が周知されずにトラブルが発生するようでは、法律改正は誰のためのものだったのかと言われかねません。</p> <p>そのために、消費者庁は、各種業界団体とその周知に努めるための在り方を話し合ってくださいますようお願いいたします。私たち消費者団体もその役割を果たしていきたいと思っております。以上。</p>	